明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務六）　一
〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（総務五〇）　三五
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　三五
〔告　示〕
○通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部を改正する件（総務一五九）　三五
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働二〇六）　三五
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産九三六）　三七
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同九三七）　三七
○南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同九三八）　三九
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同九三九）　三九
〔公　告〕
諸事項
特殊法人等
日本放送協会入札、司法書士名簿登録等関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四一

府令・省令

○内閣府総務省令第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百六十四号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十二条第二項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年五月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗